

特定空家等に対する措置実施件数

第14条施行状況：国土交通省「空家等対策の推進に関する特別措置法の施行状況等について」
法定外指導：当市独自集計

(表1)

四国中央市	法定外指導	14条1項	14条2項	14条3項	14条9項	14条10項
		助言・指導 (複数回可)	勧告 (最終指導)	命令 (行政処分)	行政代執行	略式代執行
「そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれのある状態」の場合の例	助言・指導に先立ち、市町村が空家法第12条に基づき実施する。	地域住民等の生命、身体又は財産に危険を及ぼすおそれがある。	地域住民等の生命、身体又は財産に著しい危険を及ぼすおそれがある。	地域住民等の生命、身体又は財産に著しい危険が切迫している。	地域住民等の生命、身体又は財産に著しい危険が切迫しており、そのまま放置できない。	同左 所有者不明の場合
平成27年度						
平成28年度	14	1				
平成29年度	24	3				
平成30年度	23	5				2
令和元年度	30	3	1			
令和2年度	15	2		1	1	
合計	106	14	1	1	1	2

(表2)

全 国	法定外指導	助言・指導	勧告	命令	行政代執行	略式代執行
平成27年度	情報提供から強い働き掛けまで様々な対応であり、統計処理されていない。	2,206	52	4	1	8
平成28年度		3,126	198	17	10	27
平成29年度		3,816	271	44	12	40
平成30年度		4,487	364	43	18	49
令和元年度		5,394	466	42	28	67
H27~R1		19,029	1,351	150	69	191
助言・指導に対する割合			7.10%	0.80%	0.40%	-

(表3)

H27~R1	法定外指導	助言・指導	勧告	命令	行政代執行	略式代執行
徳島県	情報提供から強い働き掛けまで様々な対応であり、統計処理されていない。	17	2			
香川県		14	5	1		
愛媛県		31	5	1	1	5
高知県		45	2			
四国四県		107	14	2	1	5